(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、高 知市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
 - (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
 - (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更並びに 当該計画に基づく諸施策の推進に関する事務

(組織)

- 第3条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。
 - (1) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援又はこども基本法第2条第2項に規定するこども施策に 関し学識経験を有する者
 - (3) 関係団体の役職員
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。 (会議)
- 第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 支援会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第7条 支援会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。